

# 亀岡市新婚世帯支援事業補助金

## ① 対象世帯 【亀岡市内に住む、下記のすべてを満たす新婚世帯】

1. 年度中に婚姻届を提出した世帯
2. 婚姻時点で夫婦の一方又は双方が39歳以下であること
3. 夫婦の所得の合算が500万円未満であること
4. 市税及び府税を滞納していないこと
5. 過去に同種の補助金の交付を受けていないこと

## ② 補助対象経費 【以下の新婚世帯の夫婦が負担した経費】

1. 住宅購入費用
2. 住宅賃借に係る賃料、共益費、仲介手数料
3. 引越に係る経費

## ③ 補助金上限額

1. 婚姻時点で夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の所得の合算が400万未満  
⇒30万円
2. 婚姻時点で夫婦のどちらか一方が39歳以下、かつ、夫婦の所得の合算が500万円未満  
⇒18万円

※京都府外に5年以上在住していた人が含まれる場合、上限額は倍になります。

## ④ 必要書類

### 【共通書類】

- 亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（指定様式）
- 誓約書（指定様式）
- 婚姻届受領証明書又は戸籍事項全部証明書
- 夫婦双方の住民票
- 夫婦双方の市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- 夫婦双方の所得証明書（税務課で発行・現時点で発行される最新のもの）
- 領収書（写し）
- 費用の内訳の分かる書類
- 対象住宅の位置図

### 【該当の場合】

- 住宅手当の金額が分かる書類

奨学金の返済額が分かる書類

戸籍の附票（直近5年以上府外に住んでいた人のみ）

**【住宅購入の場合】**

登記事項全部証明書（建物）

売買に係る契約書（写し）

**【住宅賃借の場合】**

賃貸借に係る契約書（写し）

**【京都府外に直近で5年以上居住していた人】**

戸籍の附票